

契 約 書

(介護予防支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： ケアプランひとみ

様（以下、「利用者」といいます）株式会社エンジョイライフすずきの営むケアプランひとみ（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う介護予防支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、介護予防サービス・支援計画書の作成を支援し、介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 20 年 月 日から利用者の要支援認定（以下、「要支援認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその名前を文書で通知します。

第4条（作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、介護予防サービス・支援計画書の作成を支援します。なお、介護予防サービス・支援計画書を作成するに当たり、利用者および家族の希望を尊重します。

- 1 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 2 当該地域における指定介護予防支援サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。なお、利用者は複数の指定介護予防支援サービス事業所を紹介するように求める事ができます。
- 3 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。
- 4 介護予防サービス・支援計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。その際、当該介護予防サービス事業所を介護予防サービス・支援計画書に位置づけた理由を求める事ができます。
- 5 その他、介護予防サービス・支援計画作成に関する必要な支援を公平中立に行います。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は、介護予防サービス・支援計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 1 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- 2 介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 3 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて介護予防サービス・支

援計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介等の支援をします。

第7条（介護予防サービス・支援計画の変更）

利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって公正中立に介護予防サービス・支援計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、介護予防サービス・支援計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

なお申請内容および可否については第5条3に基づき公正中立に行います。

第10条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、指定居介護予防支援の提供に関する記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
- 2 事業者は、利用者が他の介護予防支援事業者の利用を希望する場合、利用者からの申し出があった場合には、利用者に対し、直近の介護予防サービス・支援計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する介護予防サービス・支援計画に対する料金規程は『介護予防支援重要事項説明書』にて記載するものとする。

第12条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

利用者は以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 1 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が特別養護老人ホームなどに入所した場合
 - ② 利用者の要支援認定区分が、非該当（自立）、要介護と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合
 - ④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合

第13条（利用者からの中途解約）

- ① 利用者は本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者に通知するものとします。
- ② 利用者は、事業者が作成した介護予防サービス・支援計画に同意できない場合は本契約を

即時に解約することができます。

第14条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める介護予防サービス・支援計画を実施しない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が本契約書に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が故意または過失等により利用者もしくはその家族等の身体、精神、財産、信用等を傷つけ、またはハラスメント等による著しい不信行為、その他の本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第15条（事業所からの契約解除）

事業者は利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- ① 介護予防サービス・支援計画の実施に際し、利用者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が故意または過失等により事業者もしくは介護支援専門員の生命、身体、精神、財産、信用を傷つけ、またはハラスメント等による著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合

第16条（守秘義務等）

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いません。

第17条（医療機関との連携）

- 1 利用者が病院または診療所に入院する場合等、利用者又はその家族は、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるものとする。
- 2 利用者が医療系サービス利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対して介護予防サービス・支援計画を交付します。
- 3 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

第18条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第19条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第20条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第21条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第22条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第23条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

介護予防支援重要事項説明書

当事業所は契約者に対して介護予防支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社エンジョイライフすずき
代表者氏名	鈴木ひとみ
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	愛知県西尾市一色町松木島丸山30番地6 電話0563-72-1812 FAX0563-77-7640
法人設立年月日	2019年3月26日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアプランひとみ
介護保険指定 事業者番号	(指定事業者番号) 2373201546
事業所所在地	愛知県西尾市一色町松木島丸山30番地6
連絡先 相談担当者名	電話0563-72-1812 FAX0563-77-7640 (ケアプランひとみ・相談担当者 鈴木ひとみ)
事業所の通常 事業の実施地域	西尾市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、介護予防支援を提供すること
運営の方針	① 要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むように配慮して行う。 ② 利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。 ④ 関係市町村、地域包括支援センター、他の指定介護支援サービス事業所、介護保険施設等との連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日までとする。ただし、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く
営 業 時 間	午前9時から午後6時までとする

(4) 事業所の職員体制

管理者	鈴木ひとみ
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
介護支援専門員	介護予防支援業務を行います。	常 勤 2 名

(5) 介護予防支援の内容、利用料及びその他の費用について

＜サービス内容＞

1 介護予防支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に介護予防サービス・支援計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 介護予防支援サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 介護予防サービス・支援計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、介護予防支援サービス・支援計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する介護予防支援サービスの選択にあたっては、当該地域における指定介護予防支援サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して介護予防支援サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、介護予防サービス・支援計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、介護予防サービス・支援計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の介護予防サービス・支援計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス・支援計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した介護予防サービス・支援計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して介護予防サービス・支援計画の原案の再作成を依頼することがで

きます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、介護予防サービス・支援計画の作成後において、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更、指定介護予防支援サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防支援サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも3か月に一回の居宅を訪問し、利用者に面接、1か月一回電話等を行い、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、介護予防サービス・支援計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 介護予防サービス・支援計画の変更について

事業者が介護予防サービス・支援計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防サービス・支援計画の変更を、この介護予防支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、介護予防サービス・支援計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 介護予防サービス・支援計画等の情報提供について

利用者が他の介護予防支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の介護予防サービス・支援計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、介護予防サービス・支援計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

＜サービス利用料金＞

介護予防支援に係る利用料については、下表のとおりとしますが、介護保険制度から全額が給付されるため、原則としてあなた自身の負担はありません。

ただし、あなたの介護保険料の滞納等の事情により法定代理受領サービスでなくなった場合には、一旦費用の全額をあなたに負担していただくこととなります。

8 その他の費用について

交通費	無料
-----	----

9 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
① 利用者の要支援認定有効期間中、少なくとも3月に1回。ご利用者様の同意により、利用者様が安定され、テレビ電話装置等を介して意思疎通が出来て、他のサービス事業者との連携により情報収集する場合は、少なくとも6月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

※オンラインを活用について、適宜、上記の利用者の状況を確認して実施します。

10 介護予防支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス・支援計画に位置付けた指定介護予防支援サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 介護予防支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止、身体拘束の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止、身体拘束防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 鈴木ひとみ
-------------	-----------

- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止、身体拘束防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠

償を速やかに行います。

14 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15 指定介護予防支援内容の見積もりについて

指定介護予防支援の料金

介護保険 適用の有無	利用料（月額）	利用者負担（月額）	交通費の有無
有・無	円	円	無

16 サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交代

① 事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により介護支援専門員を交代することがあります。

介護支援専門員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 緊急時及び事故発生時の対応

訪問時において、利用者の体調が急変した際、主治医または、医療機関に適切に連絡をとり、必要な行為を行います。また、事故等により、財産の破損等の際は速やかに利用者連絡致します。

17 指定介護予防支援、サービス事業所に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【苦情申立の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・ 苦情又は相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によって 訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行う。
- ・ 特に当事業所に関する苦情である場合には、利用者側の立場に立って事実関係の特定を行う。
- ・ 相談担当者は速やかに、管理者やその他の従業員と共同して、利用者の意見・主張を最

大限に尊重した上で適切な対応方法を検討する。

- ・関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うとともに、必ず、利用者へ対応内容等の結果報告を行う。(時間を要する場合は一旦その旨を利用者へ伝え、進捗状況を適宜報告するなど、きめ細やかな対応を行う。)

(2) 苦情申立の窓口

ケアプランひとみ	所在地 西尾市一色町松木島丸山 30 番地 6 電話番号 0563-72-1812 受付時間 9:00～18:00
西尾市役所長寿課 給付担当	所在地 西尾市寄住町下田 22 番地 電話番号 0563-65-2119 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 電話番号 053-971-4165 受付時間 9:00～17:00

18 公平中立の確保

(1) ご利用者様は、当事業所に対して、複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めること、選定理由の説明を求めることが可能です。

19 感染対策の強化

(1) 感染対策委員会の開催(概ね 6 ヶ月 1 回以上)、感染症の予防及び延防止のための指針の整備、研修の実施(年 1 回以上及び新規採用時)、訓練の実施(年 1 回以上)

20 業務継続に向けた取り組みの強化

(1) 業務継続計画(BCP)の策定(感染症・災害)、研修実施(年 1 回以上及び新規採用時)、訓練の実施(年 1 回以上)

21 利用者様について、病院または、診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または、診療所に伝えるようお願いいたします。

個人情報利用同意書

ケアプランひとみ（以下事業所）は、株式会社エンジョイライフすずき（以下会社）の基本方針、理念の下、ご利用者の安心、安全、安寧な生活を支援させて頂いております。そのために、ご利用者、ご家族からの情報の提供が必要となります。以下に記載する、当事業所におけるご利用者、ご家族の情報の利用目的をご理解の上、情報の提供と情報利用にご同意くださいますようお願いいたします。

【介護サービスの提供に必要な利用目的】

《事業所内での利用》

- ① ご利用者の基本情報や心身の状態等の把握、健康維持、ご家族の状況を把握するための基礎資料
- ② 介護保険事務に関わる書類作成のための資料
- ③ 介護サービスを利用された場合の事業所の運営管理事務におけるサービス利用の管理資料

《会社内での利用》

- ④ より良いサービス提供の為に会社内の必要な情報の伝達・連携のための資料

《外部への情報提供を伴う利用》

- ⑤ ご利用者、ご家族に関しての介護サービス事業者、医療または保健関連機関とのサービス担当者会議等の連携及び情報照会及び回答を行う際の資料
- ⑥ ご家族等への心身状況の説明のための資料
- ⑦ 介護保険事務において、
 - ・ 介護報酬請求事務のため、審査支払機関への請求手続きのための資料
 - ・ 審査支払機関または保険者からの照会への回答をする際の資料
- ⑧ サービス利用等に関する苦情を市町村等へ報告するための資料

【介護サービス提供以外の目的】

《会社内での利用》

- ⑨ 会社内で行われる実習生の教育のための資料
- ⑩ 会社内での介護サービスの質の向上、リスクマネジメント、業務の改善、マーケティング調査、経営分析のための研修・会議の資料

上記利用目的の内、事業所内、会社内で利用する情報に関しては本利用目的を、お読み頂いた事をもって個人情報を利用させていただきますが、ご利用者等のお申し出により同意及び留保はいつでも変更できます。上記利用目的の中で同意しがたいものがある場合には当法人の個人情報保護相談窓口までお申し出下さい。また外部へ提供する情報に関してはケアマネジメント契約時にご利用者、ご家族からの同意を得た上で利用させていただきます。

また、上記以外の目的で個人情報を利用する場合は、その都度ご利用者、ご家族からの同意を得た上で利用いたします。

介護予防支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき説明を行いました。

説明職員 介護支援専門員 氏 名 _____

以上の契約書、介護予防支援重要事項説明書及び個人情報利用同意書について説明を受け、指定介護予防支援サービスの提供開始に同意しました。本書 2 通を作成し、利用者及び事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

契約締結日 _____ 2 0 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

署名代行者

利用者は署名ができないため、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者に代わってその署名を代行いたします。

住 所 _____

氏 名 _____

利用者との関係 (_____)

家族代表

住 所 _____

氏 名 _____

利用者との関係 (_____)

【事 業 者】

住 所：愛知県西尾市一色町松木島丸山 3 0 番地 6

法人 名：株式会社エンジョイライフすずき

代表者名：代表取締役 鈴木ひとみ

【事 業 所】

住 所：愛知県西尾市一色町松木島丸山 3 0 番地 6

事業所名：ケアプランひとみ

(西尾市指定介護保険事業所番号 第 2373201546)